

財務省告示第八十一号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平  
 成十七年二月二十八日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成十七年三月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六
名称及び記	発行の根拠	振替法の適	発行方法	募入決定の	発行額
利付国庫債券（二十年）（第七十 四回）	財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項及び財政 融資資金特別会計法（昭和二十 六年法律第一百一号）第十一条第 一項並びに国債整理基金特別会 計法（明治三十九年法律第六号） 第五条ノ二	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	札発行を競争に付して行われる入 札の申込みのうち応募価格の高い ものからその応募額を順次割り 当てる。	うち、財政法第四条第一項の規 定に基づき発行した利付国債に ついては、額面金額で三千七百 八十億二千二百四十万、財政 融資資金特別会計法第十一条第 一項の規定に基づき発行した利 付国債について、額面金額で	千九百九十三億七千五百五十万

七 払込金額  
 八 最低額面金  
 九 振替単位  
 十 発行日  
 十一 発行価格  
 十二 利率  
 十三 経過利子の払込み

円、国債整理基金特別会計法第  
 五 条ノ二の規定に基づき発行し  
 た利付国債については、額面金  
 額で千九億二千五十万円  
 六 千二百四十億三千五百十五万円  
 五 万円

振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録は、最低額面金  
 の整数倍の金額によるものと  
 する。

平成十七年二月二十八日  
 額面金額百円につき百円四十五  
 銭以上のそれぞれ百円四十五  
 年二・一パーセント

(一) 募入決定の通知を受けた者  
 は、払込金額に加えて、次の算  
 式により算出した金額を第二  
 十号に規定する期日に払い込  
 むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1}{100} \times \frac{70}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に  
 係る所得税が源泉徴収される  
 ものと振替口座簿中の口の  
 座に記載又は記録されるもの  
 について、前記(一)の算式によ  
 り算出した金額から当該金額  
 に百分の二十を乗じた金額  
 へただし、当該国債を発行時  
 において取得する者が非居住  
 者又は外国人である場合に  
 は、前記(一)の算式により算出  
 た金額に当該非居住者又は外  
 国法人が適用を受ける所得税  
 の税率を乗じた金額を控除

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金額

十七 償還金額

十八 元金支額

十九 払入札参加日

二十 払込期日

平成十七年六月二十日

平成十七年六月二十日

と、次式により算出した

金額を支払う。ただし、

が銀行休業日に当たるときは、

その翌営業日に支払う。以下、

次号及び第十六号において規定

する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還金額} \times 21}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十

日を支払期とし、各支払期にお

いて、その日以前六月間に属す

る利子を支払う。

平成三十六年十二月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成十七年二月二十八日